

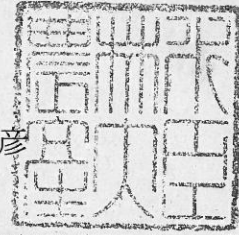


23消安第755号
平成23年4月28日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法第24条第1項第8号の規定に基づき農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、その内容から同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

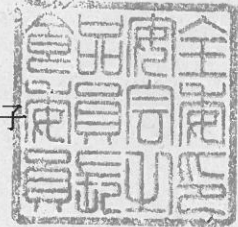
動物用医薬品又は動物用医薬部外品のうち、動物体に直接適用しない動物用殺虫剤であって、用法、有効成分の特性等から、食用に供する動物及び食用に供する乳、卵等の生産物を生産している動物が暴露される可能性がないものの承認、再審査又は再評価を行う場合



府食第399号
平成23年5月12日

農林水産大臣
鹿野 道彦 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成23年4月28日付け23消安第755号により貴省から当委員会
に対し意見を求められた事項について、食品安全基本法（平成15年法律第
48号）第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

以下の事項について、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行
うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

動物用医薬品又は動物用医薬部外品のうち、動物体に直接適用しない動物
用殺虫剤であって、用法、有効成分の特性等から、食用に供する動物及び食
用に供する乳、卵等の生産物を生産している動物が暴露される可能性がない
ものの承認、再審査又は再評価を行う場合